

# 後期高齢者 医療制度



▶新しい保険証は水色です

**見本**

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 ○○年 7月31日 交付年月日 ○○年 7月 1日	
被保険者番号 01234567	
被保険者住所 広城市連合町1丁目	
被保険者氏名 広城 太郎 男	
生年月日 1940年 7月 7日	
被保険者年月日 平成20年 4月 1日	
被保険者登録年月日 平成20年 4月 1日	
一部負担金の割合 1割	
39011000	
保険者番号並びに保険者の名前及び印 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

現在ご使用の保険証は7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。7月中に新しい保険証(有効期限が令和3年7月31日)を簡易書留郵便で送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちのだいだい色の保険証を破棄して、水色の保険証をご使用ください。

保険証が新しくなります

【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	8割軽減
33万円	8.5割軽減

↓

【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円(かつ、被保険者全員が所得0円) ※年金収入のみの場合、受給額80万円以下	7割軽減
33万円	7.75割軽減

## 問い合わせ

北海道後期高齢者医療広域連合  
(札幌市中央区南2条西14丁目 国保会館6階)  
☎ 011-290-5601  
市民課国保高齢医療係(名寄庁舎1階)  
☎ 01654③2111(内線3118)

等割2割・5割軽減の範囲が見直されました。  
保険料均等割軽減のうち、2割・5割軽減に係る所得判定基準が、次とおり見直されました。

## 【令和元年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(51万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

## 【令和2年度】

所得が次の金額以下の世帯	軽減割合
33万円+(28万5千円×世帯の被保険者数)	5割軽減
33万円+(52万円×世帯の被保険者数)	2割軽減

保険料の計算方法(令和2年度)  
保険料額は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と、前年の所得に応じて負担する「所得割額」の合計で計算します。

## 均等割

【1人当たりの額】 52,048円	+ 【被保険者本人の所得に応じた額】 (令和元年中の所得 - 33万円) × 10.98%
----------------------	--

↓

1年間の保険料 【限度額64万円】 (100円未満切り捨て)
--------------------------------------

1年間の保険料の賦課限度額が、次とおり見直されました。  
保険料の賦課限度額が、次とおり見直されました。

## 所得割

令和2年度 64万円	←	令和元年度 62万円
---------------	---	---------------

保険料の支払い方法

保険料の支払いは「年金大引き」か「口座振替」どちらか選択できます。「口座振替を希望する方はお問い合わせください。

※年度の途中で加入了したときは、加入了した月からの月割で計算します。

所得とは、前年の「収入」から必要経費(公的年金等控除や給与所得控除額など)を引いたものです。

※年金大引きの場合、確定申告などの社会保険料控除は、天引きされる年金の受給者のみが対象です。

減額認定証の交付対象…区分Ⅰ・Ⅱ

区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方 ・世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方) ・老齢福祉年金を受給されている方

▶新しい減額認定証は黄色です

**見本**

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 ○○年 7月31日 交付年月日 ○○年 8月 1日	
被保険者番号 01234567	
被保険者住所 広城市連合町1丁目	
被保険者氏名 広城 太郎 男	
生年月日 1940年 7月 7日	
被保険者登録年月日 ○○年 8月 1日	
被保険者区分 区分Ⅱ	
被保険者登録年月日 ○○年 8月 1日(保険印)	
39011000	
保険者番号並びに保険者の名前及び印 北海道後期高齢者医療広域連合 公印(朱)	

▶新しい限度額認定証は新しくなります

**見本**

保険証と同様に限度額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)も7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちの黄緑色の限度額認定証を破棄して、黄色の認定証をご使用ください。

保険証と同様に限度額適用認定証も7月31日(金)で失効し、使用できなくなります。

引き続き交付対象に該当する方は、7月中に保険証とともに限度額認定証(有効期限は保険証と同じ)を送付しますので、8月1日(土)以降はお持ちの黄緑色の限度額認定証を破棄して、黄色の認定証をご使用ください。

保険料の減免の対象となる方

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、次の要件の全てに該当する世帯  
○今年の見込み事業収入など(不動産収入、事業収入、給与収入または山林収入)のいずれかの減少額が、前年のその収入の3割以上であること  
○令和元年の所得の合計額が1000万円以下であること  
○収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること  
↓保険料の一部を減免

保険料の減免に関する詳細については、国高齢医療係までお問い合わせください。